

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	広報活動事業			事業コード	3165
所属コード	120500	課等名	広聴広報課	係名	広報係
課長名	大倉 慎澄	担当者名	久保 雅子	内線番号	3635
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	信頼される質の高い行政	コード	8
	施策	市民とともにつくる行政の実現	コード	3
	基本事業	分かりやすい行政情報の提供	コード	1
予算費目名 (H26)	一般会計 2 款 1 項 2 目 市政広報活動事業（005-01）			
特記事項 (H26)	総合計画主要事業			
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 14 年度
根拠法令等 (H26)				

(2) 事務事業の概要

市政に関する行政情報や市民生活に密接に関わる情報を全市民へ周知するため、毎月 2 回（1 日号と 15 日号）全世帯を対象に「広報もりおか」を発行・配布する。また、広報紙とは異なるメディアによる市政情報の提供を意図して、市の施策やイベントなどの市政情報を毎月 2 回ラジオで放送する他、「広報もりおか」から抜粋した情報により、視覚障がい者等を対象に「声の広報もりおか」を月 1 回、作成する。

なお、平成 26 年 2 月に策定した「盛岡市広報戦略指針」に基づき、「伝わる情報提供の推進」と「シテプロモーションを見据えた情報発信の強化」に取り組んでいる。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

市民に市政情報を伝えるため、「広報もりおか」は昭和 14 年 5 月創刊。ラジオ広報は昭和 35 年開始。現在休止中のテレビ広報は平成 18 年度開始した。

「声の広報もりおか」は、ボランティアグループ「声の広報」が昭和 47 年 6 月に結成され、以降毎月 1 回発行している。市は、同グループへ録音機材を貸し出すほか、CD などを提供している。

また、「盛岡市広報戦略指針」は、「第二次盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」の中で「シテプロモーションの推進」と「伝わる情報提供の推進」のため策定することとされていたもので、「職員みんなが広報仕掛人！伝えよう盛岡！」をキャッチフレーズに、市職員共有の広報に係る行動目標、行動指針として策定した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

広報紙「広報もりおか」については、市民や議会から、広報のサイズを A4 判に変更してほしい、字を大きくしてほしいなど、多様な意見が寄せられており、これまでレイアウトの工夫

や文字の大きさ変更などに努めてきている。

ラジオ広報については、事業開始後、既存のラジオ局に加えて、地方ローカル局やコミュニティ放送局などが開局し、聴取者の選択肢が大幅に増え、さらに多様な情報通信媒体が普及している。一方で、ラジオ聴取エリア外の首都圏からもラジオ放送について感想が寄せられるなど、インターネットのストリーミング放送などからラジオ放送を入手している人も増加している。

テレビ広報については、予算措置が難しくここ数年、休止状態である。

「声の広報」については、対象者は少ないものの、CD配布時に利用者からお礼の言葉を掛けられるなど反応はおおむね良好である。

なお、広報紙印刷製本に係る予算が年々減少していることから、平成27年2月に広報戦略会議を開催、27年度の紙面構成について協議を行い、紙面構成の見直しを行った。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が、何が対象か）

市民（主に中学生以上）

※「声の広報」は市内在住で視覚に障がいがある人

※「盛岡市広報戦略指針」の対象は市職員

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	26年度 実績
A 人口	人	298,853	299,220	299,585	299,585	298,857
B 世帯数	世帯	125,188	128,109	129,633	129,633	130,555
C ラジオ聴取エリア	人	351,791	354,123	346,934	354,123	341,538

（3）26年度に実施した主な活動・手順

①広報紙による市政情報の提供

全世帯を対象に、毎月2回（1日号と15日号）を発行

- ・編集・印刷及び配布
- ・町内会配布担当員とポスティング業者から各世帯へ配布
- ・広告掲載による歳入の確保

②ラヂオもりおかによる市政情報の提供

毎月第2・第4金曜日（年24回）、10分間の市政情報番組を放送。

- ・放送原稿の調製、番組出演者との連絡調整など

③「声の広報もりおか」の発行

ボランティアグループ「声の広報」と協力し、毎月1回、「広報もりおか」から抜粋した市政に関する情報を収録。

- ・ボランティアが、録音したものをCDへ編集
- ・ボランティアが、希望する視覚に障がいがある人にCDを配達し、回収

④「盛岡市広報戦略指針」に基づく取組

- ・「広報戦略指針」への理解と情報発信の重要性への認識を深めってもらうため職員研修を実施
- ・「盛岡市職員のソーシャルメディア活用指針」を策定
- ・市公式フェイスブックを開設

- ・マスコミへの投込み様式など，各様式を統一

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A「広報もりおか」年間総ページ数	頁	306	288	280	270	270
B「広報もりおか」年間発行回数	回	24	24	24	24	24
C 市政ラジオ番組の放送回数	回	24	24	24	24	24
D「声の広報」の発行回数	人	12	12	12	12	12

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

様々な媒体を有効に活用し、より多くの市民に市政情報を提供することによって、市政に対する理解と協力を得る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 広報紙を読んでいる市民の比率(市民意識調査やまちづくりアンケート等による)	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	%	—	—	—	90.0	81.9
B 市政ラジオ番組へ寄せられた意見や感想の件数	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	件	115	186	141	200	127
C 声の広報の配達を希望する視覚に障がいがある人	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	%	3.0	2.9	2.8	3.8	4.5

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0	0
	②県	千円	3,774	4,250	4,278	4,278	4,428
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	30,999	30,159	51,878	52,650	53,427
	⑤その他()	千円	11,550	10,525	11,627	10,480	10,535
	A 小計 ①～⑤	千円	46,323	44,934	67,783	67,408	68,390
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	10,340	10,312	14,312	11,232	11,232
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	41,360	41,248	57,248	44,928	44,928
計	トータルコスト A+B	千円	87,683	86,182	125,031	112,336	113,318
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

市民が市政情報を得ることによって、市政への理解や参加促進につながることから、上位基本事業の意図に結びついている。

② 市の関与の妥当性

市民に市政情報を正確かつ適切に提供することは市の責務であることから、市が関与することは妥当である。

なお、事業実施に当たっては、「盛岡市広報戦略指針」に基づき、「伝わる情報提供の推進」と「シティプロモーションを見据えた情報発信の強化」を意識した取組が必要である。

③ 対象の妥当性

市政に対する理解度の向上や市民参画の促進のためには、広報紙の全戸配布は妥当である。また、広報紙以外の媒体についても同様の理由により妥当である。

なお、声の広報については、視覚に障害者の団体や点字広報を活用している人たちへの周知をさらに進めることにより利用者の拡大を図ることができる。

④ 廃止・休止の影響

広報紙については、全市民に情報を届けることのできる唯一の媒体であり、廃止や休止することは、市政に対する理解度が低下するほか、市民生活や市民活動への影響も懸念される。広報紙以外の媒体については、広報紙やホームページから情報を入手しない人にとっては重要なメディアにあるため廃止の影響はある。

また、「声の広報」については、廃止することにより、点字を読むことができない視覚障がい者に市政情報を提供することが難しくなる。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

行政として周知すべき事項に限らず、市民ニーズに即した情報を掲載するために、広報紙をはじめあらゆる広報媒体を効果的に活用することで、市政運営への理解度の向上が図られる。

なお、「盛岡市広報戦略指針」に掲げた重点取組事項 26 項目に計画的に取り組むことにより、より高い成果をあげることができる。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

受益者である市民に対して市政情報を提供することは、市としての当然の責務であり、その対価や負担を求めることは適当ではないことから、受益機会と費用負担については公平・公正と考える。

(4) 効率性評価

広報紙については、ページ数を削減し事業費を抑制することは、提供する情報量の減少につながることから適当ではない。その一方で、広報編集や取材のより一層の効率化を図ることは可能である。

「盛岡市広報戦略指針」については、盛岡ブランド推進計画との連携を図ることで、より効

果的な情報発信ができる。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	市民参画や協働によるまちづくり	コード	101
	小施策（推進項目）	分かりやすい行政情報の提供	コード	4

（2）改革改善の方向性

広報紙については、26年度広報戦略会議の決定に基づき、予算の削減に伴う紙面構成の見直し（企画ページの廃止や隔月化、レイアウトの工夫など）を行うとともに、市民の意見を参考にしながら、盛岡の魅力の発信に努めるなど、より効果的な情報発信ができるよう、掲載内容について一層の充実を図る。なお、紙面の見直しによる影響を最小限にするため、ホームページやSNSを有効活用し、必要な情報を発信する。

ラジオについては、25年度に企画募集し、審査した結果、現行の放送形態を有効と判断している。

テレビ広報については、市民意識調査における市政情報入手ツールとして「テレビ広報」を挙げる割合が高かったが、予算的な側面から実施が厳しい状況にあるため、テレビ局による企画提案などの機会を捉えて実施したい。

（3）改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

広報紙については、今後も予算の削減が想定されることから、より効率的な紙面を考えていく必要がある。

ラジオ広報については、市民が望む番組内容の充実を図る必要があり、「声の広報」については、ボランティアによる活動の支援であり、市が関与すべき範囲の判断が難しい。

なお、「盛岡市広報戦略指針」に掲げた取組については、関係課と緊密な連携をとり、全庁的に取り組まなければならない。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

（2）全体総括・今後の改革改善の内容

広報もりおかについては、市政情報を伝えるための基本となる最も重要な媒体であることから、行政広報として引き続き正確な情報提供を行うとともに、親しみやすい紙面づくりに努めていく必要がある。

声の広報については、民間との協働事業として、ボランティア団体の主体性を尊重しつつ、緊密な連携をとりながら、提供情報の精査、収録への協力などを行っていく必要がある。

市政テレビ広報については、経費面から恒常的な実施は困難であるが、市政情報を市民、県

民に広く周知するという意味で効果的であることから、今後も機会を捉えて実施に努めたい。

ラジオ広報については、聴取者は決して多くはないが、リスナーからの反応も良好である。市政情報発信のための有効な手段の一つであり、引き続き内容の充実に努めていくこととする。

広報活動全般について、平成 26 年 2 月に策定した「盛岡市広報戦略指針」に基づき、各媒体の特性を意識するとともに、関係課と緊密な連携を図りながら、「伝わる情報提供」と「シティプロモーションを見据えた情報発信」を意識して取り組んでいくこととする。